

高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○高圧ガス保安法関係手数料令(平成九年政令第二十一号)(抄)	1
○地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)(抄)	3
○高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)(抄)	5
○高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)(抄)	8
○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)	8

○高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）（抄）

（容器検査等に係る手数料の額）

第三条 法第七十三条第一項第十六号に掲げる者、同項第十六号の二に掲げる者（法第四十九条の三十一第一項の登録又はその更新を受けようとする者を除く。）、法第七十三条第一項第十六号の三から第二十号までに掲げる者、同項第二十号の二に掲げる者（法第五十六条の六の二十二第一項の登録又はその更新を受けようとする者を除く。）又は法第七十三条第一項第二十号の三から第二十二号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。

別表第三（第三条関係）

納付しなければならない者	金額
<p>一 容器検査又は容器再検査を受けようとする者</p> <p>イ 温度零下五十度以下の液化ガスを充填するための容器</p> <p>(1) 内容積千リットル以上の容器</p> <p>(2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器</p> <p>(3) 内容積五百リットル未満の容器</p> <p>ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</p> <p>(イに掲げるものを除く。)</p> <p>(1) 内容積百五十リットル以上の容器</p>	<p>一個につき 一万五千二百円（電子申請等による場合にあつては、一万五千円）に千リットル又はその端数を増すごとに千六百元（電子申請等による場合にあつては、千五百円）を加算した額</p> <p>一個につき 一万五千二百円（電子申請等による場合にあつては、一万五千円）</p> <p>一個につき 六千四百円（電子申請等による場合にあつては、六千三百円）</p> <p>一個につき 三百円に十リットル又はその端数を増すごとに五十七円（電子申請等による場合にあつては、五十六円</p>

<p>(2) 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器</p> <p>(3) 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器</p> <p>(4) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器</p> <p>(5) 内容積一リットル未満の容器</p> <p>ハ 高強度鋼容器（イ又はロに掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 内容積三十リットル以上の容器</p> <p>(2) 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器</p> <p>(3) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器</p> <p>(4) 内容積一リットル未満の容器</p> <p>ニ その他の容器</p> <p>(1) 内容積千リットル以上の容器</p> <p>(2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器</p> <p>(3) 内容積百五十リットル以上五百リットル未満の容器</p> <p>(4) 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器</p> <p>(5) 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器</p> <p>(6) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器</p> <p>(7) 内容積一リットル未満の容器</p>	<p>）を加算した額</p> <p>一個につき 三百円</p> <p>一個につき 二百五十円</p> <p>一個につき 百六十円</p> <p>一個につき 百四十円</p> <p>一個につき 二百十円に十リットル又はその端数を増すごとに三円を加算した額</p> <p>一個につき 二百十円</p> <p>一個につき 百五十円</p> <p>一個につき 百三十円</p> <p>一個につき 七千円（電子申請等による場合にあつては、六千九百円）に千リットル又はその端数を増すごとに三百七十円（電子申請等による場合にあつては、三百六十円）を加算した額</p> <p>一個につき 七千円（電子申請等による場合にあつては、六千九百円）</p> <p>一個につき 八百円（電子申請等による場合にあつては、七百九十円）</p> <p>一個につき 二百円</p> <p>一個につき 百六十円</p> <p>一個につき 百円</p> <p>一個につき 八十円</p>
--	--

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
<p>一〇五十三 (略)</p> <p>五十四 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規 八条第二項第三号の規定に基づく 高圧ガス保安法第四十四条第一項 並びに第四十五条第一項及び第二 項に規定する容器検査又は同令第 十八条第二項第四号の規定に基づ く同法第四十九条第一項、第三項 及び第四項に規定する容器再検査 に関する事務</p>	<p>高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規 定に基づく高圧ガス保安法第四十四条第一項に規 定する容器検査又は同令第十八条第二項第四号の 規定に基づく同法第四十九条第一項に規定する容 器再検査</p>	<p>イ 温度零下五十度以下の液化ガスを充てんするた めの容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲 げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 内容積千リットル以上の容器 一個につき一 万六千円に千リットル又は千リットルに満たな い端数を増すごとに千六百元を加えた金額</p> <p>(2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容 器 一個につき一万六千円</p> <p>(3) 内容積五百リットル未満の容器 一個につき 六千六百元</p> <p>ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガ ス自動車燃料装置用容器（イに規定する容器を除 く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げ る容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 内容積百五十リットル以上の容器 一個につ き三百二十円に十リットル又は十リットルに満</p>

-
- たない端数を増すごとに五十七円を加えた金額
- (2) 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器 一個につき三百二十円
 - (3) 内容積五十リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき二百六十円
 - (4) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき百六十円
 - (5) 内容積一リットル未満の容器 一個につき百五十円
- ハ 高強度鋼容器（イ又はロに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 内容積三十リットル以上の容器 一個につき二百十円に十リットル又は十リットルに満たない端数を増すごとに三円を加えた金額
 - (2) 内容積五十リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき二百十円
 - (3) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき百六十円
 - (4) 内容積一リットル未満の容器 一個につき百四十円
- ニ その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 内容積千リットル以上の容器 一個につき七
-

<p>五十五～百九 (略)</p>	
<p>備考</p> <p>一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。</p>	<p>千百円に千リットル又は千リットルに満たない端数を増すごとに三百八十円を加えた金額</p> <p>(2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器 一個につき七千百円</p> <p>(3) 内容積百五十リットル以上五百リットル未満の容器 一個につき八百円</p> <p>(4) 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器 一個につき二百十円</p> <p>(5) 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき百七十円</p> <p>(6) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき百十円</p> <p>(7) 内容積一リットル未満の容器 一個につき八十円</p>

○高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）
（容器検査）

第四十四条 容器の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定容器検査機関」という。）が経済産業省令で定める方法により行う容器検査を受け、これに合格したものととして次条第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示がされているもの

でなければ、当該容器を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、次に掲げる容器については、この限りでない。

一 第四十九条の五第一項の登録を受けた容器製造業者（以下「登録容器製造業者」という。）が製造した容器（経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第四十九条の二十五第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示がされているもの

二 第四十九条の三十一第一項の登録を受けて外国において本邦に輸出される容器の製造の事業を行う者（以下「外国登録容器製造業者」という。）が製造した容器（前号の経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第四十九条の三十三第二項において準用する第四十九条の二十五第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示がされているもの

三 輸出その他の経済産業省令で定める用途に供する容器

四 高圧ガスを充てんして輸入された容器であつて、高圧ガスを充てんしてあるもの

2 前項の容器検査を受けようとする者は、その容器に充てんしようとする高圧ガスの種類及び圧力を明らかにしなければならない。

3 高圧ガスを一度充てんした後再度高圧ガスを充てんすることができないものとして製造された容器（以下「再充てん禁止容器」という。）について、第一項の容器検査を受けようとする者は、その容器が再充てん禁止容器である旨を明らかにしなければならない。

4 第一項の容器検査においては、その容器が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格に適合するときは、これを合格とする。

（充てん）

第四十八条 高圧ガスを容器（再充てん禁止容器を除く。以下この項において同じ。）に充てんする場合は、その容器は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

一 刻印等又は自主検査刻印等がされているものであること。

二 第四十六条第一項の表示をしてあること。

三 バルブ（経済産業省令で定める容器にあつては、バルブ及び経済産業省令で定める附属品。以下この号において同じ。）を装置してあること。この場合において、そのバルブが第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める附属品に該当するときは、そのバルブが附属品検査を受け、これに合格し、かつ、第四十九条の三第一項又は第四十九条の二十五第三項（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）

以下この項、次項、第四項及び第四十九条の三第二項において同じ。）の刻印がされているもの（附属品検査若しくは附属品再検査を受けた後又は第四十九条の二十五第三項の刻印がされた後経済産業省令で定める期間を経過したもの又は損傷を受けたものである場合にあつては、附属品再検査を受け、これに合格し、かつ、第四十九条の四第三項の刻印がされているもの）であること。

四 溶接その他第四十四条第四項の容器の規格に適合することを困難にするおそれがある方法で加工をした容器にあつては、その加工が経済産

業省令で定める技術上の基準に従つてなされたものであること。

五 容器検査若しくは容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器にあつては、容器再検査を受け、これに合格し、かつ、次条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示がされているものであること。

25 (略)

(容器再検査)

第四十九条 容器再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は経済産業大臣が行う容器検査所の登録を受けた者が経済産業省令で定める方法により行う。

2 容器再検査においては、その容器が経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格に適合しているときは、これを合格とする。

3 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合において、その容器が第四十五条第一項の経済産業省令で定める容器以外のものであるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印をしなければならぬ。

4 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合において、その容器が第四十五条第一項の経済産業省令で定める容器であるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、標章を掲示しなければならぬ。

5 何人も、前二項に規定する場合のほか、容器に、第三項の刻印若しくは前項の標章の掲示又はこれらと紛らわしい刻印若しくは標章の掲示してはならない。

6 容器検査所の登録を受けた者が容器再検査を行うべき場所は、その登録を受けた容器検査所とする。
(手数料)

第七十三条 次に掲げる者(経済産業大臣若しくは産業保安監督部長又は経済産業大臣若しくは産業保安監督部長がその試験事務を行わせることとした協会若しくは指定試験機関に対して手続を行おうとする者に限る。)は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。ただし、これらの者が都道府県であるときは、この限りでない。

15 (略)

16 容器検査又は容器再検査を受けようとする者

16の22 (略)

2 (略)

(都道府県又は指定都市が処理する事務)

第七十八条の四 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。第七十九条の二及び第七十九条の三において同じ。)の長が行うこととすることができる。

○高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号) (抄)

(都道府県又は指定都市が処理する事務)

第十八条 (略)

2 法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。

一・二 (略)

三 内容積五百リットル以下の容器に関する法第四十四条第一項(同項の指定に係る部分を除く。)、第四十五条第一項及び第二項、第四十八条第五項、第五十四条第一項及び第二項並びに第五十六条第一項及び第二項に規定する事務(鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。)

次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該容器の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 当該容器の所在地が指定都市の区域内にある場合 当該指定都市の長

四 容器再検査に関する法第四十九条第一項、第三項及び第四項に規定する事務(鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。) 次イ又は

ロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該容器再検査に係る容器の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 当該容器の所在地が指定都市の区域内にある場合 当該指定都市の長

五〇八 (略)

3・4 (略)

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) (抄)

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国で統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。